八九二　農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件　三一　73　二〇三
八九三　農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件の一部を改正する件　三一　73　二〇三
八九四　農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　73　二〇三
八九五　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件　三一　特13　五六七
八九六　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　三一　特13　五六八
八九七　租税特別措置法施行令第四十条の六第六項第四号の効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを定める件　三一　特13　五六八
八九八　租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　特13　五六八
八九九　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　三一　特13　五六八
九〇〇　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　三一　特13　五六九
九〇一　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　三一　特13　五六九
九〇二　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件　三一　特13　五六九
九〇三　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　三一　特13　五七〇
九〇四　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　三一　特13　五七一
九〇五　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件　三一　特13　五七一
九〇六　土地改良法施行令第五十二条の二等の農林水産大臣の定める率を定める件　三一　特13　五七二
九〇七　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示　三一　特13　五七二
一　**農林水産省、経済産業省、環境省**　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件　三一　73　二〇三
一　**農林水産省、国土交通省**　農住組合法及び同法施行令の主務大臣が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　三一　73　二〇三
三　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　八　四
三四　**経済産業省**　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を指定する件　一　七
三五　電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令第二十六条第三号ロの経済産業大臣が告示する額を定める件　一　七
三六　計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件　一　七
三七　情報セキュリティ管理基準　一　46　四六
三八　電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件　一　46　八三
三九　電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件　一　46　八三
四〇　エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する件　一　46　八四
四一　製造業外国従業員受入事業に関する告示　一　46　八四
四二　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件　三　六
四三　重要送電設備等の指定に関する規程第三条第五項の規定に基づき重要送電設備等を指定する件の一部を変更する件　四　八
四四　消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件　九　九
四五　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　九　九
四六